

中間検査の対象建築物

ver.190620

特定行政庁： 箕面市

1. 対象となる期間

・ 箕面市	期限なし
(箕面市告示	第72号)

3. 指定特定工程

構造	規模 ¹	特定工程	
		基礎	建方等
木造	階数 3		
	A > 500 ²		
	高さ > 13m 又は軒の高さ > 9m		
	上記以外	×	
上記以外の構造	階数 2		
	A > 200 ²		
	上記以外	×	
型式等 ³	全て	×	

2. 対象となる建築物

用途	構造	規模 ¹
住宅等 ²	全て	A > 50 ²
上記以外	全て	地上階数 ³ または A > 300 ²

4. 特定工程名

部位または構造	特定工程名
基礎	基礎の配筋工事
木造	屋根の小屋組の工事の工程(構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の緊結工事、壁又は筋かいの取付工事等を含む。)
R C造	2階の床版(平屋については、屋根版)及びこれを支持するはりの配筋工事の工程(配筋工事を現場で施工しないものについては、2階の床版(平屋については屋根版)及びこれを支持するはりの取付工事の工程)
鉄骨造	2階の床版の取付工事の工程(平屋については、建方工事の工程)
S R C造	「R C造」に倣う
その他の構造	屋根の工事(構造耐力上主要な部分である壁の取付工事等を含む。)
混構造	該当する構造の区分に応じた特定工程のうち最も早く施工する工事(主要構造部の一部を木造とした場合については最も遅く施工する工事)
型式等 ³	屋根の工事の工程(「その他の構造」として取り扱う)

5. 注意事項

- 1: 確認申請部分の規模
- 2: 住宅(長屋を含む), 兼用住宅, 共同住宅, 寄宿舍又は下宿の用途に供する部分を含む建築物
- 3: 建築基準法第68条の11第1項に規定する、「型式部材等の製造者」としての認証を受けたものが製造した建築物
仮設建築物は「中間検査対象外」

基礎工事に関する特定工程において、一の確認で検査対象となる建築物が2棟以上ある場合は最も早く施工する棟の基礎の配筋工事を特定工程とし、基礎工事を2以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の基礎の配筋工事を特定工程とする。

建て方工事等に関する特定工程において、一の確認で検査対象となる建築物が2棟以上ある場合は最も早く施工する棟の構造に応じた工事を特定工程とし、2以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。